

令和5年 第2回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和5年 5月 9日 開会

令和5年 5月 9日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第2回臨時会

令和5年5月9日（火曜日）

○議事日程

- | | | |
|----|--------|--|
| 1 | | 仮議席の指定 |
| 2 | 選挙第 1号 | 議長選挙 |
| 3 | | 会期の決定 |
| 4 | 選挙第 2号 | 副議長選挙 |
| 5 | | 議席の指定 |
| 6 | | 会議録署名議員の指名 |
| 7 | | 常任委員の選任 |
| 8 | | 議会運営委員の選任 |
| 9 | 選挙第 3号 | 空知中部広域連合議会議員の選挙 |
| 10 | 選挙第 4号 | 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙 |
| 11 | 選挙第 5号 | 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙 |
| 12 | 選挙第 6号 | 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙 |
| 13 | 選挙第 7号 | 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙 |
| 14 | 選挙第 8号 | 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙 |
| 15 | 選挙第 9号 | 西空知広域水道企業団議会議員の選挙 |
| 16 | 発議第 2号 | 特別委員会の設置について |
| 17 | 同意第 3号 | 監査委員の選任の同意を求めることについて（議会選出） |
| 18 | 承認第 1号 | 専決処分した事件の承認について〔令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）〕 |
| 19 | 承認第 2号 | 専決処分した事件の承認について〔浦臼町税条例の一部を改正する条例〕 |

○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	伸	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
総	務	課	明	見	将	幸	君
総	務	課	安	田	良	弘	君
		(庶務・財政)	中	田	帯	刀	君
住	民	課	國	田	幹	夫	君
住	民	課	齊	藤	淑	恵	君
福	祉	課	城	宝	睦	己	君
福	祉	課	馬	狩	範	一	君
産	業	課	山	崎		哲	君
産	業	課	上	嶋	俊	文	君
建	設	課	竹	田	圭	一	君
建	設	課	横	井	正	樹	君
教	育	委	笹	木	政	廣	君
事	務	局					
代	表	監					
		査					
		委					
		員					

○出席事務局職員

局		長	國	田	朋	子	君
書		記	藤	澤	翔	太	郎

○議会事務局長（國田朋子君）

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ここで、年長の野崎議員をご紹介します。

（年長議員野崎敬恭君、臨時議長席に着席）

○臨時議長（野崎敬恭君）

ただいま紹介されました野崎敬恭です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（野崎敬恭君）

ただいまから、令和5年第2回浦臼町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（野崎敬恭君）

直ちに、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（野崎敬恭君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎日程第2 選挙第1号

○臨時議長（野崎敬恭君）

日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（野崎敬恭君）

ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に高田議員及び中川議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（野崎敬恭君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長（野崎敬恭君）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○臨時議長（野崎敬恭君）

異状なしと認めます。
念のために申し上げます。
投票は、単記無記名です。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。
点呼を命じます。
事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（事務局長点呼、投票）

○臨時議長（野崎敬恭君）

以上で投票を終わりますが、投票漏れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長（野崎敬恭君）

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
高田議員、中川議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○臨時議長（野崎敬恭君）

それでは、選挙の結果を報告します。
投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち有効投票8票、無効投票0票です。
有効投票のうち、小松正年議員8票、以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は2票です。
したがって、小松正年議員が議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

（議場開放）

○臨時議長（野崎敬恭君）

ただいま議長に当選された小松正年議員が議場にいらっしゃいます。
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。
議長に当選された小松正年議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○議 長（小松正年君）

このたびの臨時会におきまして、皆様方のご推挙により浦臼町議会議長に再任させていただくことになりましたこと、身に余る光栄に存じます。

私は、まだまだ浅学非才ではありますが、住民の立場に立って審議を尽くすことが議会の使命と考え、議会が円滑に運営されますよう誠心誠意努力する所存であります。

また、多様化する住民のニーズにこたえるよう執行機関と議会が一体となって本町の発展と住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、皆様のご支援とご協力をお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（野崎敬恭君）

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。小松議長、議長席にお着き願います。

◎日程第3 会期の決定

○議長（小松正年君）

それでは、日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第4 選挙第2号

○議長（小松正年君）

日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（小松正年君）

ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に高田議員、中川議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（小松正年君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議 長（小松正年君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（事務局長点呼、投票）

○議 長（小松正年君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

高田議員、中川議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議 長（小松正年君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 8 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、柴田典男議員 8 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

したがって、柴田典男議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開放）

○議 長（小松正年君）

ただいま副議長に当選されました柴田典男議員が議場にいらっしゃいます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました柴田典男議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○副 議 長

ただいま信任を受けました柴田典男でございます。

副議長として小松議長を補佐し、皆様の協力のもと浦臼町の健全な議会運営、町政に貢献できればと思っております。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第 5 議席の指定

○議 長（小松正年君）

日程第5、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

各議員の氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（國田朋子君）

議席番号とお名前を朗読いたします。

1番、砂場明議員、2番、土屋慎一議員、3番、高田英利議員、4番、野崎敬恭議員、5番、中川清美議員、6番、静川広巳議員、7番、柴田典男議員、8番、小松正年議員。

○議長（小松正年君）

ただいま朗読したとおり、議席を指定いたしました。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着き願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩	午前10時28分
再開	午前10時29分

○議長（小松正年君）

会議を再開します。

◎日程第6 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、3番、高田議員、4番、野崎議員を指名します。

◎日程第7 常任委員の選任

○議長（小松正年君）

日程第7、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、総務産業常任委員に砂場明議員、土屋慎一議員、高田英利議員、野崎敬恭議員、中川清美議員、静川広巳議員、柴田典男議員、以上のとおり指名いたします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり常任委員に選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩中に総務産業常任委員会を開催し、常任委員長の互選を行ってください。

念のため申し上げます。委員長互選のための委員会は年長委員が委員長の職務を行います。

休憩 午前10時31分
再開 午前10時39分

○議長（小松正年君）

会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

総務産業常任委員会委員長に高田英利議員、副委員長に柴田典男議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第8 議会運営委員の選任

○議長（小松正年君）

日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、砂場明議員、高田英利議員、野崎敬恭議員、中川清美議員、以上のとおり指名いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

念のため申し上げます。委員長の互選のための委員会は年長委員が委員長の職務を行います。

休憩 午前10時40分
再開 午前10時46分

○議長（小松正年君）

会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告します。

議会運営委員会委員長に中川清美議員、副委員長に野崎敬恭議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 選挙第3号

○議長（小松正年君）

日程第9、選挙第3号 空知中部広域連合議会議員の選挙を行います。
念のため申し上げます。

空知中部広域連合議会議員は、広域連合の規約によって広域連合を組織する各市町の議会議員のうちから議会で選挙された2名と定められております。

7番、柴田議員。

○7番（柴田典男君）

この際、動議を提出します。

空知中部広域連合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

ただいまの柴田議員の動議に賛成いたします。

○議長（小松正年君）

ただいま、柴田議員から、空知中部広域連合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、空知中部広域連合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

空知中部広域連合議会議員に柴田典男議員、小松正年を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました柴田典男議員、小松正年を空知中部広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました柴田典男議員、小松正年が空知中部広域連合議会議員に当選されました。

空知中部広域連合議会議員に当選されました柴田典男議員、小松正年が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第10 選挙第4号

○議長（小松正年君）

日程第10、選挙第4号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。念のため申し上げます。

中空知広域市町村圏組合議会議員は、組合規約によって組合を組織する各市町の議会の議長及び議会の議員のうちから議会で選挙された者1名と決められております。7番、柴田議員。

○7番（柴田典男君）

この際、動議を提出します。

中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

ただいまの柴田議員の動議に賛成いたします。

○議長（小松正年君）

ただいま、柴田議員から、中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に柴田典男議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました柴田典男議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました柴田典男議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました柴田典男議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第11 選挙第5号

○議長（小松正年君）

日程第11、選挙第5号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げます。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員は、広域連合規約によって広域連合を組織する各市町の議会議員のうちから議会で選挙された者1名と定められております。

7番、柴田議員。

○7番（柴田典男君）

この際、動議を提出します。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

ただいまの柴田議員の動議に賛成いたします。

○議長（小松正年君）

ただいま、柴田議員から、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。この動議は賛成者がおりますので成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に小松正年を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小松正年を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小松正年が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選された小松正年が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第12 選挙第6号

○議 長（小松正年君）

日程第12、選挙第6号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げます。

石狩川流域下水道組合議会議員は、組合格約により組合を組織する各市町の長及び議会の議員のうちから議会で選挙された者1名と定められております。

7番、柴田議員。

○7番（柴田典男君）

この際、動議を提出します。

石狩川流域下水道組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議 長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

ただいまの柴田議員の動議に賛成いたします。

○議 長（小松正年君）

ただいま、柴田議員から、石狩川流域下水道組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、石狩川流域下水道組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

石狩川流域下水道組合議会議員に小松正年を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小松正年を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小松正年が石狩川流域下水道組合議会議員に当選いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に当選した小松正年が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第13 選挙第7号

○議 長（小松正年君）

日程第13、選挙第7号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げます。

砂川地区広域消防組合議会議員は、組合同規約により組合を組織する各市町の長及び議会の議員のうちから議会で選挙された者1名と定められております。

7番、柴田議員。

○7番（柴田典男君）

この際、動議を提出します。

砂川地区広域消防組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

ただいまの柴田議員の動議に賛成いたします。

○議長（小松正年君）

ただいま、柴田議員から、砂川地区広域消防組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、砂川地区広域消防組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

砂川地区広域消防組合議会議員に中川清美議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中川清美議員を砂川地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中川清美議員が砂川地区広域消防組合議会議員に当選されました。

砂川地区広域消防組合議会議員に当選されました中川清美議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第14 選挙第8号

○議 長（小松正年君）

日程第14、選挙第8号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。
念のため申し上げます。

砂川地区保健衛生組合議会議員は、組合同規約により組合を組織する各市町の長及び
議会の議員のうちから議会で選出された者1名と定められております。

7番、柴田議員。

○7番（柴田典男君）

この際、動議を提出します。

砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規
定により、指名推選によることを望みます。

○議 長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

ただいまの柴田議員の動議に賛成いたします。

○議 長（小松正年君）

ただいま、柴田議員から、砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙の方法について、
指名推選によることの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立
しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの
動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

砂川地区保健衛生組合議会議員は、議会の開会時間等、砂川地区広域消防組合議会
と密接な関係があります。

したがって、砂川地区広域消防組合議会議員と兼任することが望ましいと思いた
すが、兼任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、中川清美議員が砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました中川清美議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎日程第15 選挙第9号

○議 長（小松正年君）

日程第15、選挙第9号 西空知広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げます。

西空知広域水道企業団議会議員は、企業団規約により、企業団を組織する各町の議会議員のうちから議会で選挙された者2名と定められております。

7番、柴田議員。

○7番（柴田典男君）

この際、動議を提出します。

西空知広域水道企業団議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議 長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

ただいまの柴田議員の動議に賛成いたします。

○議 長（小松正年君）

ただいま、柴田議員から、西空知広域水道企業団議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、西空知広域水道企業団議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

西空知広域水道企業団議会議員に砂場明議員、野崎敬恭議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました砂場明議員、野崎敬恭議員を西空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました砂場明議員、野崎敬恭議員が西空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

西空知広域水道企業団議会議員に当選されました砂場明議員、野崎敬恭議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第16 発議第2号

○議長 長（小松正年君）

日程第16、発議第2号 特別委員会の設置についてを議題とします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第2号についてを採決します。

本案を原案のとおり設置することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、発議第2号 特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、砂場明議員、土屋慎一議員、高田英利議員、静川広巳議員を指名したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり特別委員会の委員に選任することに決定しました。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休憩	午前11時 5分
再開	午前11時11分

○議 長（小松正年君）

それでは、会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に土屋慎一議員、副委員長に高田英利議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第17 同意第3号

○議 長（小松正年君）

日程第17、同意第3号 監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

静川広巳議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（静川広巳議員退場）

○議 長（小松正年君）

本件につきましては、人事案件でございますので、その点につきましてご配慮の上、対応していただきたいと思いをします。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

同意第3号 監査委員の選任の同意を求めることについて。

監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議

会の同意を求める。

令和5年5月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、樺戸郡浦臼町字浦臼内185番地の128、氏名は静川広巳、生年月日は昭和30年11月26日、選任理由につきましては、折坂美鈴委員の任期満了に伴い次期委員を選任しようとするものでございます。

以上、同意第3号の内容でございます。十分ご審議いただきまして、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（小松正年君）

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

（静川広巳議員入場）

○議 長（小松正年君）

それでは、会議を再開します。

◎日程第18 承認第1号

○議 長（小松正年君）

日程第18、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

議案書の8ページをお開きください。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年5月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年4月14日

浦臼町長 川畑智昭

一般会計補正予算（第1号）につきまして、予算書にてご説明を申し上げます。

承認第1号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ709万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,199万7,000円とする。

2. 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月14日

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額84万7,000円の追加でございます。11節役務費におきまして、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者に対し、案内文書及び接種券等の発送に必要となる郵便料を計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、乳幼児及び小児に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するための経費を計上するものでございます。

4款衛生費、3項1目診療所費、補正額625万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、浦臼町立診療所の運営安定化のための支援金を計上するものでございます。

歳出合計709万7,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額709万7,000円の追加でございます。財源調整のため財政調整基金からの繰り入れにより対応するものでございます。繰入金の一部につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金の補助対象となるものであり、補助金の交付が明らかになり次第、歳入予算を補正し、財源更正することといたします。

歳入合計、歳出と同額の709万7,000円の追加となっております。

以上が、承認第1号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第19 承認第2号

○議 長（小松正年君）

日程第19、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年5月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由。

令和5年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）がそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたため、浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）を専決処分により改正した。

次ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項、浦臼町税条例の一部を改正する条例。

令和5年3月31日

浦臼町長 川畑智昭

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料1ページをお開きください。

第46条から3ページの第101条までは、特別徴収分の個人住民税、法人町民税、町たばこ税の納付書について、QRコードに対応した様式を追加する旨の改正を行っております。

4ページをお開きください。

附則第8条では、肉用牛の売却に係る特例の期限を令和9年度まで延長する改正を行っております。

附則第10条では、先端設備導入計画に対する固定資産税の減額措置が終了したことに伴い規定を削除しております。

附則10条の2では、先端設備導入計画に対する固定資産税の減額措置の規定を削除し、新たに大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置を規定する改正を行っております。

6ページをお開きください。

附則第10条の3では、大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置を受けようとする者がすべき申告について定める改正を行っております。

7ページをお開きください。

附則第10条の4では、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例についての規定を削除しております。

9ページをお開きください。

附則第15条の2及び次ページ、附則15条の6では、特定期間に取得された軽自動車における環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定を削除しております。

10ページをお開きください。

附則第16条では、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例の期間を2年ないし3年延長する改正を行っております。

13ページをお開きください。

附則第16条の2では、前条の改正による項ずれに伴う参照先の修正を行っております。

附則第17条の2では、優良住宅地の造成に係る長期譲渡所得について課税の特例を延長する改正を行っております。

以上で、改正内容の説明を終わります。

議案書の14ページにお戻りください。附則について説明いたします。

第1条で、施行期日を定めております。

第2条で、固定資産税に関する経過措置を定めております。

第3条で、軽自動車に関する経過措置を定めております。

以上が、承認第2号についての説明です。ご審議いただき、承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議 長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和5年第2回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時34分